

議案第 17 号

松阪市福祉事務所設置条例の一部改正について

松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び」の次に「父子並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。